

教員養成課程の学生からみた法教育

上 田 理恵子*

Law-Related Education from the Viewpoint of Teacher Training Course Students

Rieko UEDA

はじめに

法教育とは何か、争いはあっても司法制度改革以降、法に関する教材は蓄積を増してきた。法務省や法教育フォーラムのサイトでは、現場の教師がすぐ使えるように指導案やワークシートもそろえて配信されている¹。

また、学会やシンポジウムを訪れば、法実務家や法学部生、法科大学院生が既存の教材に独自の工夫を加えて発展的な授業を実践している事例が紹介され、報告者自身にとっても多くの発見や学びの機会となる²。

しかしながら、既存の教材を、経験の浅い現場の教員は容易に使いこなすことができるのだろうか。面白い出前授業してくれる法科大学院生に出会える生徒たちばかりでもない。いつも学校にいる教師による授業だけを受ける生徒たちの方が多いとすれば、大学の教員養成課程の関連科目においても、法教育について考える価値はあろう。その際、既存の教材をそのまま用いるだけでなく、自分たちも新たな授業や教材を開発していけるだけの基礎力と意欲も持ち合わせてほしい。

こうした問題意識をもとに、2015年度後期に「法律学特講」を開講した。この授業の前半では、いわば「提供された教材」としての模擬裁判と模擬調停を学生たちに体験させ、後半では地域の司法関連施設への移動教室を学生たちに立案・実施させた。前半・後半とも「振り返り」に時間をかけた。本報告の目的は、その「振り返り」の総括となる期末レポートを通して、教員養成課程の学生は法教育の意義と課題をどのように考えているのかを明らかにすることにある。それによって、教員養成課程の学生が法に関する教育の位置づけ方を検討するための素材となることを期待している。

なお、引用した学生による記述部分は、本人の記述を尊重し、誤字・脱字以外の修正は加えていない。

また、移動教室の長所や課題、特に少年鑑別所見学については拙稿「学生による移動教室プロジェクトの試み」³でも考察したため、今回はなるべく重複を避け、授業全体ないし前半との関わりを中心としたことをおことわりしておく。

1. 授業全体の実施要領

2015年度受講者数は3年生16人、いずれも主専攻または副専攻で中学校社会科教員免許、選択で高等学校公民科の免許取得を希望する。加えて、3年次実習を附属中学校、附属小学校で終了している。

テキストは特に指定しないが、演習室に揃えてある文献、定期刊行物、関連サイト情報は一覧表にして全員に配布してある。さらに報告者が担当する法律学教室では、学生が活用することを念頭において法教育関連の文献や学会資料や指導案をできるかぎり多く収集し、受講生にも課題に取り組む際に活用させている。

15回のうち前半6回分は、担当教員が準備した内容の講義や作業が中心となる。いずれも全国の学校教育現場で利用されるために開発された法教育教材の紹介を兼ねて体験、検討を行った。今年度の実施内容は①「昔話法廷」を用いた裁判員裁判の模擬評議、②模擬調停の紹介である。模擬評議・調停はグループごとに実施し、評議や調停での話し方について工夫を促してみた事後評価を各回の授業の終了時にグループ課題として持ち帰らせ、翌週に発表させた。

評価方法は①授業への積極的参加態度(20%)、②移動教室参加状況・報告会への参加状況(20%)、③グループ別報告書(移動教室・報告会)(30%)、④授業全般についての振り返りレポート(各自)(30%)の四つの要素をいずれも概ね6割以上を満たすことで合格とした。

グループ別報告書(③)の評価項目として示した基準は、実施要領、問題設定、準備・実施・実施内容の考察内容の明記、情報源の明示、文章の体裁や

* 熊本大学教育学部

表現、グループ全員の関わり方が明らかになっているかである。

個人レポート(④)は、授業全体の中からテーマを見つけ出し、「振り返り」を報告することとした。テーマに対する考察(視点、姿勢、観察、論理・思考の展開、比較対象・関連づけ・位置づけ)、レポートとしての形式面(参考資料の明示方法、体裁、文章表現)から総合的に判断する。

2. 実施状況

2.1 「昔話法廷」を用いた模擬評議

「カチカチ山」や「三匹のこぶた」など、誰もが知っている昔話や童話の登場人物を裁判員裁判で裁くという設定で開発された教材が、NHKから提供されている⁴。動画で法廷シーンを視聴したあと、観客が模擬評議を体験する。裁判員裁判の広報活動も兼ね、学校や市民教育の一環として少なからず利用されているようである⁵。

そのなかから今回扱った「かちかち山裁判」では、被告人はウサギ。親代わりのおばあさんを殺したタヌキへの敵討ちを決意し、タヌキを殺そうとした罪に問われている。ほかに被害者にして「おばあさん」殺害の罪で「服役中」のタヌキと「おじいさん」が証人として出廷する。すでにウサギは罪を認めており、評議では「ウサギを刑務所に送るか、執行猶予を認めるか」を判断しなければならない。

手順としては、学校の授業と同じように法廷シーンの動画を視聴させ、ワークシートにメモをさせる。その後4名ずつのグループで評議し、裁判長役は論点表で評議内容をチェックし、グループごとに判決を下す。

この後、判決と理由を箇条書きにして板書させ、それについて意見交換を試みた。

2.2 模擬調停

裁判所のサイトでは、「話し合いで円満な解決を」という標語とともに民事調停制度が紹介されている⁶。日常生活で起こる身近なトラブルを解決する手段として、訴訟のように厳格な手続によるのではなく、調停委員会がお互いの意見をそれぞれ聞いて歩み寄りを促し、合意を求める民事調停、あるいは家庭内のデリケートな問題を解決する手段としての家事調停が代表的である。

これらで用いられる「メディエーション技能」は、すでにアメリカ合衆国や英国などでは学校教育の現場で、市民性教育の1つとして用いられており、法教育の一環として日本でも注目されている⁷。児

童・生徒間で発生するトラブル・悪口・言いがかり・誹謗中傷などを自分たちの問題として解決することができる子どもを育成する教育として注目されている。法に関する教育教材開発研究会主催によるシンポジウム⁸等も開催されている。

今回体験してもらったのは金銭貸借に関わる職場の同僚間で起こった紛争という設定である。当事者、調停役それぞれ個別に役割設定が配布される。教材の特徴は、当事者間で事実認識や心情について相互で少しずつ矛盾していることである。調停役には注意すべき事項が書かれているだけで事実には知らされない。調停のなかでそうした対立や矛盾を解きほぐしつつ、歩み寄りを進め、調停案を示す。合意に至らない場合もある。

前述のシンポジウム当日に紹介された大学の授業実践は、時間をかけた学修内容となっている。部分的な練習を重ね、模擬調停の体験は最後に予定されている。しかし様々な制約により、今回の受講生には、あくまで「紹介」を目的として1回分の時間で体験させた。

事前と事後に繰り返し確認したことは、調停ではお互いが「仲間」であることを踏まえて話し合う、ということである。模擬調停の様子を観察したかぎりでは、受講生は皆、時間をかけて非常に熱心に話し合っていた。4グループとも合意にたどり着いた。ただし同じケースではあっても合意した条件は微妙に異なる。そのことを最後に確認し合った時点で、受講生たちは意外そうであった。

2.3 移動教室

2015年度の見学先は、訪問した順に少年鑑別所、家庭裁判所、検察庁、熊本刑務所となった。配慮したのは、進捗状況を毎週報告させ、施設を選ぶ目的を明確にさせたこと、事前→事後学習→報告会→報告集で繰り返し質問や確認の機会をとったことである。報告会の形式は、教育実習や教職実践演習から学ばせていただいた。

進捗状況の報告のたびに情報確認不足や連絡不足が明らかとなり、見学先を複数回変更したグループもある。見学目的や準備状況に問題はなくとも、見学先のご都合で日程や時間帯調整に苦心したグループもある。詳細は省略するが、受講生たちの骨折りと実施先のご協力を得て、(病気等の当日欠席を除き)すべての見学先に皆で訪問することができた。報告書もすべてのグループから提出され、これを次年度の授業で活用している。

3. 学生の「振り返り」

3.1 模擬裁判

模擬裁判を学校の授業に導入すること自体に反対の意見はなかった。意義については、「将来、裁判員に選ばれる可能性」のほか、評議過程で他者の意見を聞いて「自分では考えが及ばなかったことに気付くことができ、物事を考える上での新たな視点を身に付けることができる」など思考過程の重視が挙げられている。「庇護の対象として見られており、『法』に関する意識が薄いと考えられる子どもに対して初めて法に関わる葛藤を経験する、よい機会となる」という意見もある。「民主主義の担い手を育成するために」という記述もみられた。

後になって聞かされたことだが、受講生の中には、中学校の3年次教育実習で、「昔話法廷」の別の題材「三匹のこぶた」裁判を授業で実践していた。その結果、「法律用語の説明・板書に時間をとられた」、「有罪・無罪に分かれた生徒の意見をうまく集約できなかった」、「教材研究が足りなかった」などと反省が相次いでいる。手応えとしてはあまりうまくいかなかったらしい。それでも、多くを学び取ることがわかる。例えば、理由づけを伴った生徒の発言を個別に紹介しているものもある。一人ひとりの生徒の発言への「気づき」に注目することは、そもそも思考や議論の過程を重視するという教育目的においても、教師としての姿勢にも、とても大事なことである。

しかも、実施経験をもとにしたせい、「振り返り」には「昔話法廷」を教材として用いる際の長所と課題を対比した考察、「昔話法廷」を用いる際の注意点を絞った考察、ディベートの授業と併せたメリット・デメリットの比較考察、司法制度について教える場合の長期計画案など、さまざまな方法を活用し、対応策まで考えるという、とても真摯な姿勢が認められた。それらのなかから、複数が指摘していた①教材としての検討、②実施時期、③実施上の注意を挙げておく。

①教材としての検討について。昔話を題材にすることへの考察である。昔話は誰でも知っている内容なので事件の概要を捉えやすい一方、「現実とはかけ離れた人物で裁判を行うため、生徒たちの真剣さが薄れてしまうのではないか」という。関連して、昔話特有の道徳観を壊してしまわないかという懸念も示されている。こうした心配に関しては、「そうならないための雰囲気づくり」も教師の指導力であると考えている。

②模擬裁判の実施時期。「振り返り」によれば、導入時期について意見分かれるのは、小学校で実施すべきかどうかについてである。教育実習で用いる教材にも含まれていること、義務教育の締めくくりとなることから中学校3年生以降という意見がある一方、小学校でも5年生以降ならよいのではないかという意見もある。小学校3、4年生で「まずはこの段階で善悪の判断ができるようになるための態度や心の育成、他者の意見を尊重する態度などを身に付け」てから、クイズや「裁判所で働く人のお話」を聞き、模擬裁判を実施するという提案も出ている。まず、「裁判をするにあたり必要な知識」を児童・生徒に「身に付けさせ」る、という点である。「執行猶予」や「懲罰」、「検察や弁護士、裁判官がどのような役割を持っているのかについて前提知識がどうしても必要になり、時間をとる。対策として「用語や役職名を子供たちに調べてきてもらう」という提案もみられた。

③実施上の注意。教育実習での反省のせい、模擬裁判が「楽しいだけ」「ただのエチュード」で終わってしまっただけという強い使命感が複数の「振り返り」に認められる。「明確な裁判のイメージ」が児童・生徒たちにはないと「それぞれが相手を言葉で打ち負かしたり、感情的になったりして、本来の『事実を追求し、それに見合った量刑判断を下す』という目的が果たせなくなってしまう」ことのないよう、「何故刑事裁判が必要なのか、何故被告人の人権がこんなにも保障されているのか、何故授業で模擬裁判を行ったのか」といった問いかけをするために「もう一度原点に立ち戻る必要があると思う」という。

3.2 模擬調停の振り返り

予想していたことだが、対象学年や設定・手順への配慮に時間と労力がかかる、という感想が多かった。とくに小学校では難しいという意見が相次いだ。しかし、それ以上に調停の意義について考察を深めた「振り返り」の多かったことが、報告者にとってはうれしい成果の一つであった。

調停役を務めた受講生の一人は、自分でも学修をし、模擬調停では「当事者間のお話を聞き出すことに一生懸命になってしまい」金額などの「妥協点を探す」ことにのみ集中した、と反省している。民事調停や家事調停について、法律的な観点ばかりでなく「相互の感情的な対立を解消する」ことも重要だと実感したからである。そこで、模擬調停を中学校や高校で取り入れる際には、「調停を行う意味」について学ばせたい、と強調する。

別の受講生は、「自分の中の理性と感情を上手に

使い、処理しながら、自分自身の葛藤を乗り越え「よりよい方法を考えようとする態度を育成するために」「これからの社会を生きる子どもたちにとって」とも重要であると感じ、教育活動の一環に取り入れるべく、類似の教材を検索し、具体的な工夫を詳述しているものもあった。この受講生が教壇に立った暁には、すぐにも実際に取り組むことができそうだ。

このほか、現実の課題と対比したうえで調停という制度について客観的に意味付けをはかるまで考察を深めた記述がみられたことである。すなわち、受講生自身の記述を用いれば、調停役も当事者も「お互いが『仲間』であることを自覚し、さらにはお互いの人権を尊重することで本当の正当な着地点となる」と認めつつも「現実問題はそう上手くはいかない。[…]調停の時間が長くかかってしまった場合、精神的ストレスでどちらかが投げやりになってしまったり、或いは始めから当事者間に上下関係がある場合は、必ずしも公正な合意点に達しかなかったりするであろう。意見が一致しないどころか多大な金品や大切な家族が関係している場合は特に解決するのは難しい」という現実を対比させ、「解決方法は多種多様であり決まった方法は存在しない[…]当事者や調停人が一人の主体性を持った人間であることを意味し、そこに『模擬調停』の本当の意義が隠されているのではないかと、制度を通して人間理解を深めている。

3.3 移動教室の意義

今回に限った事ではないが、実際に現場を「見る」こと、現場で働いている方々の生の声をうかがうことから新たな知見を得、刺激を受ける効果は、確かにある。検察庁の「模擬取り調べ」の後では「被疑者が真相を述べるように」取り調べる検察官に「ただただ感動した」、「間違いが許されないという職場で検察官をサポートする体制が検察事務官の方々からも感じ取る」ことができ、「熊本検察庁という一組織のあり方が素直にかっこいいと感じた」、少年鑑別所の見学後では「教員として問題を抱えた生徒に出会ったときに私がとれる行動の選択肢が広がった」、刑務所見学の後では「私たちが自分の生活をいきているとき、実は世の中には刑を受けている人が居るのだということ」「刑務官の掛け声の迫力」等を「実感した」、受刑者に中学校中退者が5割という話を聞き、「教師の責任に重大さに気付かされた」という感想もみられる。

報告者の当初のねらいであった、移動教室を企画する過程そのものから学んだという「気づき」もあった。

さらに、そのことを教育や授業と結び付ける「振り返り」も多かった。

例えば、前述の模擬調停について「振り返り」のなかで「調停を行う意味」を考え直した受講生は、家庭裁判所見学がきっかけだったという。

実現するかどうかはさておき、教育現場での活用を具体的に考えた案も複数挙がった。目標を次のように設定した指導案がある。「法律に携わる司法施設で働く人々の工夫や努力、思いを知ることで、日常でのルールを守ることの大切さやルールの存在意義を考え、日常生活に生かすことができる」。

司法施設見学の移動教室と結び付け、「短くても1年、できれば3年間を見通した計画を立て」司法機関を見学し、「社会科見学の総復習として模擬裁判を位置づける」という長期的な授業計画の提案もあった。

実施に困難は伴うだろうが、長期にわたって児童・生徒に責任を持つ立場を自覚しており、教員養成課程ならではの視点を認めることができる。

3.4 全体を通して

法学の知識「昔話法廷」や「模擬調停」では、体験学習を通して、既存の法教育教材とその活用方法について長所や課題を共有することができた。これに、「移動教室」を組み合わせるということで、司法関連施設の具体的なイメージを持ちながら授業や教材研究を進める手掛かりが少しは得られたというのが今年度の成果である。

現時点で受講生たちが抱えている「法教育」のイメージを、一つのグループが示してくれている。

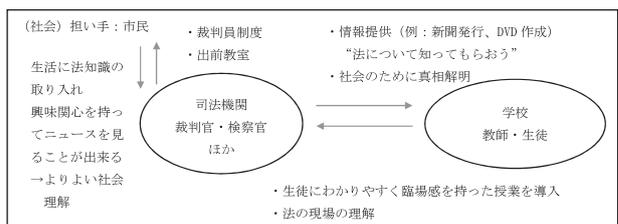


図 「私たちの生活・教育と司法機関の関連」
(作成：法律学特講D班 岩政圭次 木村友哉 小鉢泰平 臺ももか)

一方的に教えられたからではなく、学生たちが自分たち目線の「法教育」を考え出そうという過程そのものを、まずは応援したい。そのうえで、「連携・共同」から「協働」⁹へと進められる実践に発展する余地はあろう。

おわりに

法実務家や法学者、法科大学院や法学部の学生が実施する出前授業では、法曹・法学教育の専門家が、専門的な内容を一般人にわかりやすく理解させるための技術や工夫、専門家としての姿勢がうかがえる。受講生たちが悩んだ指導方法については、これらの教材や実践例から大いに参考になるはずである。

一方、教員養成課程の学生たちは、「いい授業」をすることだけでは済まされない。児童・生徒の毎日に対する責任を負う立場から、生徒の「学び」の有効性を段階的に立案し、実施し、検証し、評価しなければならない。したがって、どのような目的で、どのタイミングでどの教材を使うか、学校生活のどこに「法教育」で学んだ事柄を応用できそうかまで含めて年間計画のなかで明確にする必要がある。今回の受講生たちは、直前に附属小・中学校で3年次実習を経験した記憶が新しいせいか、その立場を自覚しつつ、あれこれ苦心している様子がうかがえる。例えば次のような指摘である。「この教材は面白そうだから授業に取り入れようという安易な考えではなく、どのように取り入れれば児童・生徒が楽しく取り組むことができるか。授業で法教育を扱う際には、きちんと時間をかけて教材研究を行い、準備をしっかりとする必要があった」。受講生側から「将来社会人や職業人として自立していくために」「法教育はキャリア教育にもつながる」という指摘も出てきた。

自分自身の学びを深めながら、児童・生徒にどのような力をつけさせたいのか、自分の考える「法教育」とは何か、今後も問い続けてほしい。

註

- 1 法務省 (<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>最終閲覧日2016年10月20日)、法教育フォーラム (www.houkyouiku.jp/最終閲覧日2016年10月20日)の「教材倉庫」など。
- 2 例えば法と教育学会第7回学術大会(2016年9月4日、会場 立教大学、<http://gakkai.houkyouiku.jp/activity.html> 2016年10月18日最終閲覧)
- 3 上田理恵子(2016)「学生による移動教室プロジェクトの試み—教員養成課程における法学関連の授業科目より」熊本大学大学教育機能開発総合研究センター『大学教育年報』第19号、55-62頁。
- 4 NHKfor school「昔話法廷」(<http://www.nhk.or.jp/sougou/houtei/>2016年10月18日最終閲覧)
- 5 2009年度には香川県(毎日新聞2009年3月18日)、彦根市(法テラスhttp://www.houterasu.or.jp/mail_magazine/20090724pc.html 2016年10月18日最終閲覧)等、複数の学校で実施例が確認されている。学会報告では今井秀智「法教育の担い手と法教育教材の新たな試み—ロー生による「法教育祭り」とNHK・Eテレ『昔話法廷』法と教育学会第6回大会(2015年度)第6分科会、加納隆徳「教職課程『法律学』における法教育の授業実践—内容と教授方法の一体化をめざした授業」法と教育学会第6回大会(2015年度)第9分科会、今井秀智「法科大学院生・学部生による法教育授業—法教育授業の実施報告とこれからの課題」第7回大会(2016年)第6分科会報告でも紹介された。単行本として刊行されたNHKEテレ「昔話法廷」制作班編/今井秀智法律監修『昔話法廷』(金の星社、2006年)には評議のやりとりが加えられている。
- 6 例えば大阪地方裁判所(http://www.courts.go.jp/osa-ka/saiban/minji_tyoutei/最終閲覧日2016年10月19日)
- 7 学校教育への導入については研究や実践紹介は数多くある。いじめの問題への対応策として早くから注目した研究として池島徳大(2010)「ピア・メディエーションに関する基礎研究」奈良教育大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要、第19号、37-45頁)がある。最新のものでは連載化された池田径(2016)「ピアメディエーション教育で安全安心な学校環境を」学校教育相談、30(5)56-59、30(6)56-59、30(7)56-59。
- 8 このほか法教育との関連については田中 圭子(2011)「シチズンシップ教育におけるピアメディエーション教育の役割と課題」法社会学、第75号、120-140頁を参照。
- 9 本シンポジウムならびにワークショップについては以下のサイトに紹介がある。法教育フォーラム「ピア・メディエーションの有効性を考える」(<http://www.houkyouiku.jp/tag> 2016年10月19日最終閲覧)
- 10 法教育の方向づけとして引用されることの多い文献として、関良徳(2012)「法教育における教師と弁護士の協働」法と教育、vol. 3、11-21頁。